

令和元年 9 月 30 日

会議室利用者 各位

公益財団法人 都道府県センター
管理部長 三浦 一郎

消費税法改正に伴う会議室使用料等の請求事務について

平素は、当会館の管理運営に関し、御理解、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成 28 年（2016 年）11 月 28 日に施行された法律（平成 28 年法律第 85 号及び第 86 号）等に基づき、令和元年（2019 年）10 月 1 日からは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が 10%へ引き上がるほか、制度に変更が生じることとされています。

法や制度の改正に基づき、当法人からの請求事務に関しては、下記のとおり取り扱いますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税等の適用税率について

会議室をご利用頂いた日に適用される消費税率にてご請求致します。そのため、令和元年（2019 年）10 月 1 日以降ご利用分については新税率 10%が適用されます。会議室キャンセル料は消費税課税の対象外となっております。

	消費税等の適用税率	
	ご利用日 (～9/30)	ご利用日 (10/1～)
会議室使用料（延長料金含む） 会議室付属器具	適用税率 8%	適用税率 <u>10%</u>
会議室キャンセル料	消費税課税の対象外	

2. 軽減税率制度と税率ごとの区分表示について

軽減税率制度の開始により、10/1 以降であっても一部対象品目については、軽減税率 8%が適用され、請求書等には従来の記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」と「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載することとされています。

しかしながら、当法人のように軽減税率対象品目の提供を行っていない場合は、国税庁が案内しているとおり、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要であり、これまでと同様に税込金額の記載があれば結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

こうした点から当法人からの請求書には、ご利用日が 10/1 以降であっても、軽減税率対象品目に適用される「適用税率 8%の課税資産の譲渡等の対価の額」（0 円）を記載致しません。また、請求金額（税込金額）に適用される税率は 10%となりますので、ご理解下さいます様、お願い致します。

また、貴法人（貴団体）において「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載が必要な場合は、恐れ入りますが、こうした取引事実に基づき貴法人（貴団体）において追記をお願い致します。

参考)

国税庁消費税軽減税率制度対応室

消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例 編） 平成 28 年 4 月（令和元年 7 月改訂）

問 113 （軽減税率の適用対象となる商品がない場合）

国税庁消費税軽減税率制度対応室

消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要 編） 平成 28 年 4 月（平成 30 年 1 月改訂）

問 14 （仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった
場合の追記）

以 上

【本件の問い合わせ先】

公益財団法人都道府県センター

6 階管理部 向山

TEL 03-5212-9140

（内 5312）